奥州市議会全員協議会

日時:令和4年12月5日(月)

時 分

場所:7階 委員会室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議
 - (1) 説明事項
 - ① 出産・子育て寄り添い支援事業の創設について
 - ② 令和5年度行政組織について
 - ③ 岩手県人事委員会勧告に伴う給与改定等について
 - (2) 報告事項
 - ① 奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会(11/18)

高橋 浩 議員

② 岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会(11/22) 今野裕文 議員

③ 岩手県競馬組合議会定例会(11/24)

小野 優 議員

- 4 その他
- 5 閉 会

出産・子育て寄り添い支援事業の創設について

全員協議会説明資料 令和4年12月5日 健康こども部健康増進課

1 事業目的

核家族化が進み地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっている。

こうした中、妊娠期から身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型支援を充実し、経済的支援と一体として実施することで、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整える。

2 事業内容

国が令和4年度第2次補正予算案で「出産・子育て応援交付金」 を創設。(令和5年9月末までを計上)

下記①②を一体として実施するもの。

①妊娠届出時より妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添いながら、 出産・育児に必要な支援につなぐ**伴走型支援**

·母子健康手帳交付 妊婦面談

・妊娠8か月頃アンケート 希望時 妊婦面談

·出生届出、乳児家庭全戸訪問 産婦面談

②交通費や育児用品購入費用、子育て支援サービス利用料等の負担軽減を図る経済的支援(計10万円)

・母子健康手帳交付

妊婦面談後 5万円

・出生届出、乳児家庭全戸訪問 産婦面談後 5万円

※現金で給付

3 経済的支援対象者

令和4年4月以降に出産した人

事業前に出産した人、事業開始時点で妊婦は遡及適用

4 予算

	令和4年度	令和 5 年度 4~9月	補助率	
総事業費	90,762千円	39,370千円	国 2/3 県 1/6 市 1/6 (地方交付税増 額交付で対応)	
人件費 (会計年度任用職員)	487千円	1,195千円		
需用費 (消耗品、封筒印刷)	52千円	11千円		
役務費 (郵送料)	223千円	164千円		
扶助費 (交付金)	80,000千円	30,000千円		
委託料 (システム構築等導 入経費)	10,000千円	8,000千円	令和4年度補正予算 限り 国 10/10	

5 実施までのスケジュール

(1)11月22日 自治体向け説明会①

(2) 11月30日 12月(追加)補正要求

(3)12月中旬 自治体向け説明会②

令和4年度第2次補正予算成立後、交付要綱・実施要綱発出

(4) 令和5年2月 対象者個別通知、申請受付・給付開始

6 妊産婦応援給付金事業の継続実施について

令和4年4月から市内に分娩できる医療機関が無くなったため、 妊産婦の健診や出産等に係る交通費等の負担軽減を目的に市独自 事業として開始しており、今後も継続して実施していく。

妊婦: 3万円 産婦: 新生児1人につき2万円

R 5年度予算要求額: 31,045千円

令和5年度行政組織について

1令和5年度行政組織

地方自治法第158条第2項では、地方自治体は行政組織の再編にあたり事務事業の運営について簡素かつ効率的になるよう配慮しなければならないとされています。

今般の本市を取り巻く新たな行政需要や令和5年度の重点的に 取り組むべき施策を推進するため、行政組織を次のとおり見直し ます。

2 主な組織再編

総務企画部の組織再編(分割)

政策立案部門の体制強化を図るとともに、職員配置を含めた効率的な業務改善に取り組むため、総務企画部を「政策企画部」、「総務部」へ分割します。

政策企画部は政策企画課と未来羅針盤課、総務部は総務課と行 革デジタル戦略課のそれぞれ2課体制に再編し、未来羅針盤課に は課内室としてILC・多文化共生推進室を設置します。

新規に設置する課室

部	課室	設置目的			
政策企画部	未来羅針盤課	市政の喫緊の課題解決や情報発信な どプロジェクト推進に取り組むため			
政策企画部	未来羅針盤課 ILC・ 多文 化共生推進室	ILC推進にあたり、外国人の受け 入れ体制を強化し、多文化共生を推 進するため			
総務部	行革デジタル 戦略課	自治体DXの推進に併せて業務改善 に取り組むため			

組織再編のイメージは、別紙1のとおり

全員協議会説明資料 令和4年12月5日 総務企画部総務課

3 令和5年度奥州市行政組織図

市全体の行政組織図は、別紙2のとおり

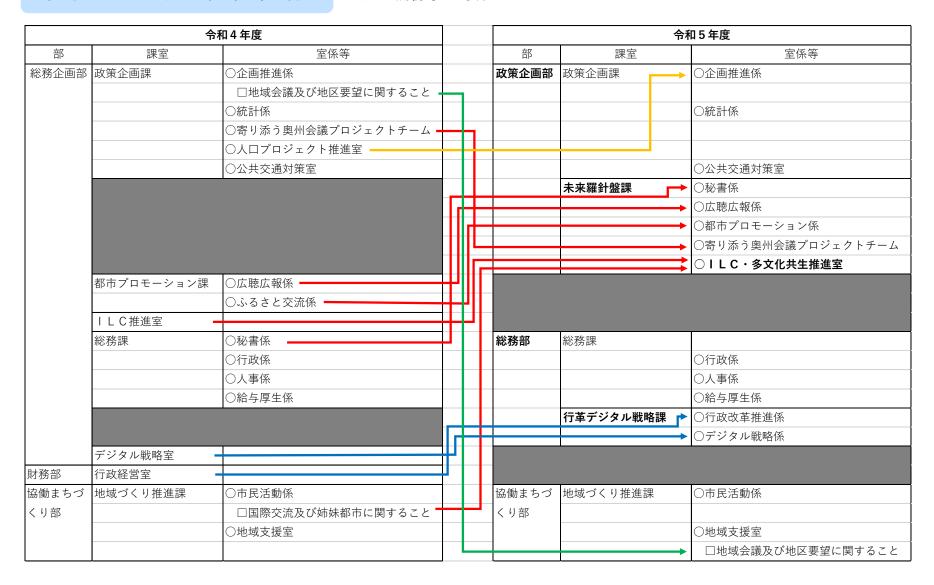
4 今後の予定

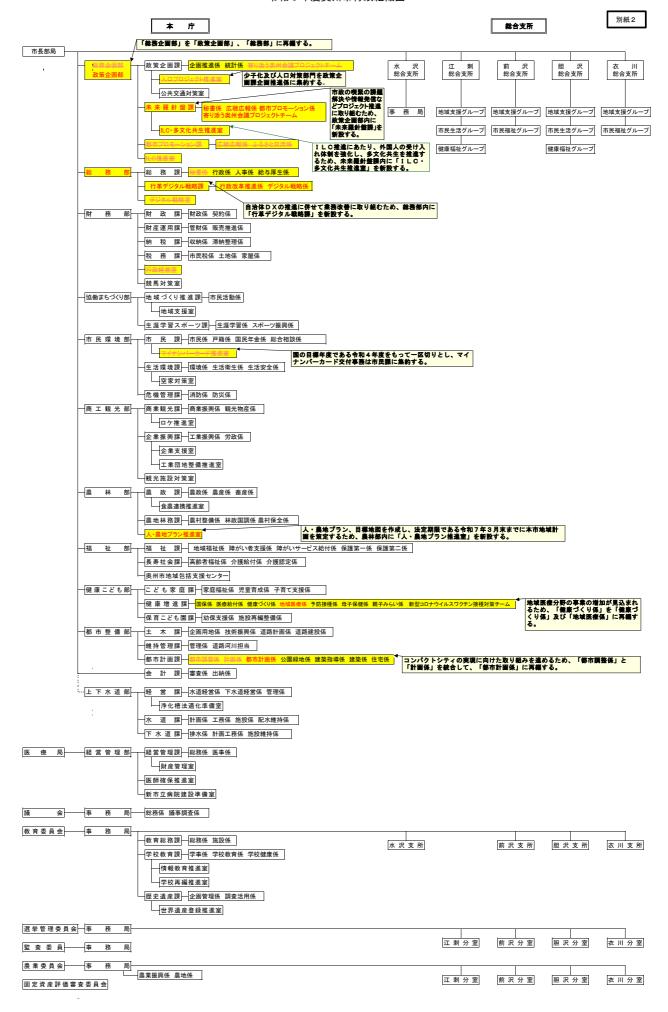
本案に基づき、令和4年第4回定例会(12月議会)にて、奥州市部設置条例の一部改正を追加提案する予定としています。

全員協議会説明資料 令和4年12月5日 総務企画部総務課

総務企画部の組織再編

※該当部課等のみ表示





岩手県人事委員会勧告に伴う給与改定等について

全員協議会説明資料 令和4年12月5日 総務企画部総務課

1 趣旨

当市の一般職の給与制度については、平成27年度以降、岩手県の制度に準じて運用しており、また、特別職の期末手当については、県及び県内他市の状況を参考に決定しているところである。

令和4年における人事院勧告及び岩手県人事委員会勧告に伴う国、県の対応方針を踏まえつつ、当市の地域性を考慮して岩手県の制度に 準拠する内容で市職員労働組合との労使交渉を実施した結果、昨年度同様「県に準拠する」ことで合意が得られたことから、一般職の職員 の給与に関する条例等の改正を行うものである。

2 令和4年の人事院・県人事委員会の主な勧告内容及び県・市の方針

		国人勧	県人勧	県の方針	市の方針
一般職	給料表	平均0.30%引き上げ (初任給及び若年層)	平均0.29%引き上げ (初任給及び若年層)	平均0.29%引き上げ (初任給及び若年層) 正規職員:令和4年4月1日適用 会計年度任用職員:令和5年4月1日施行	県準拠
	正規職員の 期末勤勉手当	4.30月分→4.40月分 (勤勉手当+0.10月分)	4.30月分→4.40月分 (勤勉手当+0.10月分)	4.30月分→4.40月分 (勤勉手当+0.10月分) 令和4年12月1日適用	県準拠
	会計年度任用職員の 期末手当	-	支給月数の検討が必要	2.45月分→2.55月分 (+0.10月分) 令和5年4月1日施行	県準拠

3 特別職の期末手当

市の方針 3.25月分→3.30月分 (+0.05月分) 令和4年12月1日適用

4 主な条例改正の内容

(1) 奥州市一般職の職員の給与に関する条例

ア 岩手県職員の給与制度に準じた給料表に改定する。(令和4年4月1日適用)

イ 期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間4.30月分から0.10月分引き上げ、4.40月分とする。引き上げ分はすべて勤勉手当とし、1.85月分を1.95月分に改める。(令和4年12月1日適用)

ウ 令和5年4月以降の期末手当及び勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分する。(令和5年4月1日施行)

(2) 奥州市特別職の職員の給与に関する条例

ア 市長、副市長、教育長及び議会の議員の期末手当の支給月数を現行の年間3.25月分から0.05月引き上げ、3.30月分とする。(令和4年12月1日適用)

イ 令和5年4月以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分する。(令和5年4月1日施行)

(3) 奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例

ア 岩手県職員の給与制度に準じた給料表に改定する。(令和5年4月1日施行)

イ 期末手当の支給月数を現行の年間2.45月分から0.10月分引き上げ、2.55月分とする。(令和5年4月1日施行)

5 改正に伴う影響額(概算)

(単位:千円)

				(+12:11:1)
		現行	改定後	影響額
正規職員		8,242,334	8,299,552	57,218
特別職	市長等	37,545	37,687	142
	議員	156,644	157,231	587
合計		8,436,523	8,494,470	57,947
会計年度任用職員		1,860,417	1,900,369	39,952

[※]一般会計、特別会計及び企業会計の合計である。

[※]正規職員及び特別職については令和4年度から、会計年度任用職員については 令和5年度から影響が生じる。